

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)																		
目次		ページ																		
規 則																				
○北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則..... (医療政策課)		39																		
告 示																				
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課)		44																		
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)		44																		
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)		44																		
○道路の供用の開始..... (道路整備課)		45																		
道立中央水産試験場告示																				
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		45																		
道立函館水産試験場告示																				
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		45																		
道立釧路水産試験場告示																				
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		46																		
道警察本部告示																				
○特定調達契約に係る入札の公告 (2 件)		46																		
規 則																				
北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ																				
北海道規則第135号																				
北海道立衛生学院学則の一部を改正する規則																				
北海道立衛生学院学則 (昭和37年北海道規則第123号) の一部を次のように改正する。																				
「第2章 教育課程等 (第4条・第4条の2)																				
第3章 入学、復学、休学及び退学 (第5条－第16条)																				
目次中 第3章の2 賞罰 (第16条の2・第17条)	「第2章 専門																			
第4章 成績考査、単位の授与、卒業等 (第18条－第21条)	を 第3章 通信																			
第5章 休日及び休暇 (第22条・第23条)	」																			
課程 (第3条の2－第23条の4) に、「第6章」を「第4章」に、「第7章」を 制看護学科 (第23条の5－第23条の16) 」 「第5章」に、「運営会議」を「運営会議等」に、「第8章」を「第6章」に、「第30条」 を「第28条」に改める。 第1条の2を削る。 第2条及び第3条を次のように改める。 第2条及び第3条 削除 第2章の章名を次のように改める。 第2章 専門課程 第2章中第4条の前に次の3条を加える。 (学院の課程等) 第3条の2 学院には、専門課程を置く。 2 前項の専門課程には、次の学科を置く。 (1) 地域看護学科 (2) 助産学科 (3) 看護学科 (4) 歯科衛生学科 (5) 臨床検査学科 (学生の総定員等) 第3条の3 専門課程の学科ごとの学生の総定員 (修業年限が1年の学科にあっては、定 員) は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に定める人数とし、 当該学科 (修業年限が2年以上の学科に限る。) の各学年の定員は、当該区分に応じてそ れぞれ同表の右欄に定める人数とする。																				
<table><tr><th>学 科</th><th>総定員又は定員</th><th>各 学 年 の 定 員</th></tr><tr><td>地 域 看 護 学 科</td><td>40</td><td></td></tr><tr><td>助 産 学 科</td><td>30</td><td></td></tr><tr><td>看 護 学 科</td><td>80</td><td>40</td></tr><tr><td>歯 科 衛 生 学 科</td><td>60</td><td>30</td></tr><tr><td>臨 床 検 査 学 科</td><td>60</td><td>20</td></tr></table>		学 科	総定員又は定員	各 学 年 の 定 員	地 域 看 護 学 科	40		助 産 学 科	30		看 護 学 科	80	40	歯 科 衛 生 学 科	60	30	臨 床 検 査 学 科	60	20	
学 科	総定員又は定員	各 学 年 の 定 員																		
地 域 看 護 学 科	40																			
助 産 学 科	30																			
看 護 学 科	80	40																		
歯 科 衛 生 学 科	60	30																		
臨 床 検 査 学 科	60	20																		
2 専門課程の修業年限は、地域看護学科及び助産学科にあっては1年、看護学科及び歯科 衛生学科にあっては2年、臨床検査学科にあっては3年とする。																				
3 専門課程の学生は、次の各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める年限を超えて 在学することができない。																				

- (1) 地域看護学科及び助産学科 2年
 - (2) 看護学科 4年
 - (3) 歯科衛生学科 各学年ごとに2年
 - (4) 臨床検査学科 6年
- （学年及び学期）

第3条の4 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第4条中「各学科」を「専門課程の各学科」に、「別表」を「別表第1」に改める。

第3章の章名を削る。

第5条中「学院」を「専門課程」に改め、同条第3号中「次の」の次に「ア又はイの」を加える。

第6条第1項中「入学」を「専門課程に入学しようとする者の入学」に改める。

第7条を次のように改める。

（受験手続）

第7条 専門課程に入学することを志願する者は、別記第1号様式の入学願書に次の各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める書類、写真（出願前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した名刺型のものに限る。第23条の11において同じ。）及び入学検定料（北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号。以下「条例」という。）第5条第2項第1号に規定する入学検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を入学願書にはり付けること。）を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 地域看護学科及び助産学科 次のア、イ又はエのいずれかに掲げる書類（免許を得た後3年以上看護業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校（以下この条において「高等学校等」という。）を卒業している准看護師にあっては、次のアからエまでのいずれかに掲げる書類）

ア 保健師助産師看護師法（以下この号及び次号において「法」という。）第21条第1号に規定する学校（以下この号において「看護師学校」という。）において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めたこと又は修める見込みであることを証する書類及び当該看護師学校の成績証明書

イ 法第21条第2号に規定する養成所（以下この号において「看護師養成所」という。）の卒業証明書又は看護師養成所を卒業する見込みであることを証する書類及び当該看護師養成所の成績証明書

ウ 看護師学校又は看護師養成所において2年以上修業したこと又は修業する見込みであることを証する書類及び当該看護師学校又は看護師養成所の成績証明書

エ 法第21条第4号の規定による厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類

- (2) 看護学科 次のアからウまでに掲げる書類

ア 准看護師免許証の写し

イ 准看護師免許を得た後3年以上業務に従事していることを証する書類又は高等学校等の卒業証明書若しくは高等学校等を卒業する見込みであることを証する書類、通常の課程による12年の学校教育（通常の課程以外の課程によりこれに相当するものを含む。次号において同じ。）を修了したこと若しくは修了する見込みであることを証する書類、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第10条第1項の合格証明書若しくは同条第5項の特別合格証明書その他の学校教育法第56条第1項の規定に該当する者であることを証する書類

ウ 法第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する養成所の成績証明書

- (3) 歯科衛生学科及び臨床検査学科 高等学校等の卒業証明書又は高等学校等を卒業する見込みであることを証する書類及び当該高等学校等の成績証明書、通常の課程による12年の学校教育を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び当該学校教育に係る成績証明書、高等学校卒業程度認定試験規則第10条第1項の合格証明書及び同条第2項の合格成績証明書、同条第5項の特別合格証明書及び同条第6項の特別合格成績証明書その他の学校教育法第56条第1項の規定に該当する者であることを証する書類

第8条第1項中「戸籍の抄本又は謄本及び」を削り、「第6条第2項」を「第5条第2項第2号」に改める。

第12条第4項中「第2条第1項」を「第3条の3第2項」に改め、同条第5項中「第2条第2項」を「第3条の3第3項各号」に改める。

第3章の2及び第4章の章名を削る。

第18条第2項中「別表その4」を「別表第1その4」に改め、同条第4項中「再試験」の次に「又は再実習」を加え、同条第5項中「学科試験」の次に「又は臨床実習」を、「追試験」の次に「又は補習実習」を加える。

第19条第1項中「おいては」の次に「、学院長は」を加え、同条第2項中「単位」を「前項の単位」に改め、同条第3項中「替え、」を「代え、第1項の」に改め、同項第1号中「別表その3の看護学科教育課程」を「別表第1その3」に改め、同項第2号中「別表その3の看護学科教育課程に掲げる基礎分野の」を「別表第1その3の基礎分野の部に掲げる」に改め、同項第3号中「別表その5の臨床検査学科教育課程」を「別表第1その5」に改め、同条第4項中「別表その3の看護学科教育課程」を「別表第1その3」に改め、同条第5項中「別表」を「別表第1その1からその3まで及び同表その5」に改め、同条第8項中「学科試験」の次に「又は臨床実習」を、「追試験」の次に「又は補習実習」を加える。

第20条第1項中「第2条第1項」を「第3条の3第2項」に、「別表」を「別表第1その

1 からその3まで及び同表その5」に改め、同条第2項中「別表その4」を「別表第1その4」に改める。

第5章の章名を削る。

第22条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

第22条第3項中「休日でも」を「休日に」に改める。

第23条第2項中「休暇期間中でも」を「休暇中に」に改め、同条の次に次の3条及び1章を加える。

(授業料の納付方法)

第23条の2 授業料は、年2期に納付するものとし、前期分は4月末日までに、後期分は10月末日までに、条例第5条第2項第3号に規定する授業料の月額に6を乗じて得た額をそれぞれ納めなければならない。

2 前項に規定する納付期限後に納付義務の生じた授業料は、当該納付義務の生じた日の属する月の末日までに納めなければならない。

3 前2項に規定する納付期限が次の各号のいずれかの日に該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日

(2) 土曜日

(授業料の免除)

第23条の3 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者である場合

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合

(3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別な事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

(授業料の返還)

第23条の4 既に納入した授業料は、返還しない。ただし、学院長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第3章 通信制看護学科

(学生の総定員等)

第23条の5 条例第4条第2項の通信制看護学科(以下「通信制学科」という。)の学生の

総定員は500人とし、各学年の定員は250人とする。

2 通信制学科の修業年限は、2年とする。

3 通信制学科の学生は、4年を超えて在学することができない。

(教育課程)

第23条の6 通信制学科における教育課程は、別表第2のとおりとする。

(授業の方法等)

第23条の7 通信制学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付し、若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第1項に規定する方法による授業(以下「面接授業」という。)及び病院の見学により行うものとする。

2 印刷教材等による授業は、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 放送授業は、放送大学(放送大学学圓法(平成14年法律第156号)第2条第1項に規定する放送大学をいう。以下同じ。)が行う授業のうち、学院長が指定するものにより行うものとする。

4 面接授業及び病院の見学は、学院長が指定する場所において行うものとする。ただし、病院の見学については、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(単位の計算方法)

第23条の8 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(2) 放送授業については、15時間の放送授業をもって1単位とする。

(3) 面接授業及び病院の見学については、33時間の学修を必要とする授業及び12時間の見学をもって1単位とする。

(入学資格)

第23条の9 通信制学科に入学することができる者は、准看護師免許を得た後10年以上看護業務に従事している者とする。

(入学の選考)

第23条の10 通信制学科に入学しようとする者の入学の選考は、学科試験により行う。

(受験手続)

第23条の11 通信制学科に入学を志願する者は、別記第1号様式の入学願書に准看護師免許証の写し、准看護師免許を得た後10年以上業務に従事していることを証する書類、写真及び入学検定料(条例第5条第2項第1号に規定する入学検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を入学願書にはり付けること。)を添えて、所定の期日までに提出しなければ

ならない。

（単位の授与）

第23条の12 通信制学科においては、学院長は、授業科目を履修した者に対して単位を認定の上、所定の単位を与える。

2 前項の単位の認定は、学科試験の成績により行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既習の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認めるときは、当該授業科目の履修に代え、第1項の単位の認定を行うことができる。

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の2の備考の3に規定する大学、高等専門学校、学校、養成所若しくは養成施設に在学していた者又は放送大学に現に在学している者 別表第2に掲げる授業科目

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号の規定に該当する者 別表第2の基礎分野の部に掲げる授業科目

4 前項の規定により認定を行うことができる単位数の合計は、別表第2に定める単位数の合計の2分の1を超えないものとする。

5 面接授業及び病院の見学により授業を行う授業科目については、面接授業若しくは病院の見学の全部若しくは一部を欠席し、又は病院の見学に関する記録を提出しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、学院長が、欠席の理由が正当なものであると認め、必要な補習を行ったものについてはこの限りでない。

6 授業科目の成績が第23条の16において準用する第19条第6項に規定する合格の点数に達しない者は、当該授業科目の再試験を受けることができる。

7 学科試験に欠席した者で、その欠席の理由が正当であると認められるものは、追試験を受けることができる。

（再試験の受験手続）

第23条の13 前条第6項の再試験を受けようとする者は、別記第4号様式の再試験申出書に再試験料（条例第5条第2項第5号に規定する再試験料の額に相当する額面の北海道収入証紙を再試験申出書にはり付けること。）を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（卒業）

第23条の14 学院長は、第23条の5第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表第2に掲げる教育課程の単位を修得した者について卒業の認定を行う。

2 学院長は、前項の規定により学院を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

3 前項の卒業証書の様式は、別記第5号様式とする。

（通信教育受講料の納付方法）

第23条の15 通信教育受講料は、年2期に納付するものとし、前期分は4月末日までに、後期分は10月末日までに、条例第5条第2項第4号に規定する通信教育受講料の額に当該期において履修しようとする単位数の数を乗じて得た額をそれぞれ納めなければならない。

（準用）

第23条の16 第3条の4、第6条第2項、第7条の2から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条の2、第17条、第19条第6項、第22条、第23条の2第2項及び第3項、第23条の3並びに第23条の4の規定は、通信制学科について準用する。この場合において、第12条第4項中「第3条の3第2項に規定する各学科の修業年限に2を乗じた期間」とあるのは「4年」と、同条第5項中「第3条の3第3項各号」とあるのは「第23条の5第3項」と、第17条第3項第4号及び第23条の2第2項中「授業料」とあるのは「通信教育受講料」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第23条の15第1項及び第23条の16において準用する第23条の2第2項」と、第23条の3中「授業料」とあるのは「通信教育受講料」と、第23条の4中「授業料」とあるのは「通信教育受講料及び再試験料」と読み替えるものとする。

第6章を第4章とする。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 運営会議等

第24条の2の見出しを「（運営会議等）」に改め、同条第1項中「運営会議」の次に「その他の会議（以下「運営会議等」という。）」を加え、同条第2項中「運営会議」を「運営会議等」に改める。

第7章を第5章とする。

第27条から第29条までを削る。

第29条の2第1項中「学生」の次に「（通信制学科の学生を除く。）」を加え、同条第2項中「健康管理」を「前項に定めるもののほか、学生の健康管理」に改め、同条を第27条とし、第30条を第28条とする。

第8章を第6章とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第23条の6関係）

通信制看護学科教育課程

区 分		授 業 科 目	単位数	修得単位数
基 礎	科学的思考の基礎 選択 必修	生物学	2	2
		物理学	2	
		論理学 統計学	1 1	1

分野	人間と人間生活の理解	必修	心理学 社会学	2 2	4
	小 計				7
専門基礎分野	人体の構造と機能	必修	解剖生理学 生化学	2 2	4
	疾病の成り立ちと回復の促進	必修	微生物学 薬理学 病態治療論	2 2 2	6
	社会保障制度と生活者の健康	必修	公衆衛生学 社会福祉	2 2	4
	小 計				14
	基礎看護学	必修	基礎看護学Ⅰ 基礎看護学Ⅱ 基礎看護学Ⅲ 基礎看護学Ⅳ	2 2 2 1	7
専門	在宅看護論	必修	在宅看護論Ⅰ 在宅看護論Ⅱ	2 1	3
	成人看護学	必修	成人看護学Ⅰ 成人看護学Ⅱ	1 2	3
	老年看護学	必修	老年看護学Ⅰ 老年看護学Ⅱ	2 1	3
	小児看護学	必修	小児看護学Ⅰ 小児看護学Ⅱ	2 1	3
	母性看護学	必修	母性看護学Ⅰ 母性看護学Ⅱ	2 1	3
	精神看護学	必修	精神看護学Ⅰ 精神看護学Ⅱ	2 1	3
	小 計				25
分野	臨地実習	必修	基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 在宅看護論実習Ⅰ 在宅看護論実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ	2 1 1 1 2	16

	成人看護学実習Ⅱ	1	
	老年看護学実習Ⅰ	1	
	老年看護学実習Ⅱ	1	
	小児看護学実習Ⅰ	1	
	小児看護学実習Ⅱ	1	
	母性看護学実習Ⅰ	1	
	母性看護学実習Ⅱ	1	
	精神看護学実習Ⅰ	1	
	精神看護学実習Ⅱ	1	
小 計			16
合 計			62

別記第1号様式中「（第7条関係）」を「（第7条、第23条の11関係）」に改める。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

別記第4号様式（第23条の13関係）

再 試 験 申 出 書

年 月 日

北海道立衛生学院長 様

通信制看護学科 第 学年

学 籍 番 号

（ふりがな）

氏 名

私は、次の授業科目について、再試験を受験したいので申し出ます。

記

1 授業科目名

2 担当講師名

別記第5号様式（第23条の14関係）

卒 業 証 書

氏 名

年 月 日生

本学院通信制看護学科（2年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与します。

年 月 日 北海道立衛生学院長 印 附 則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第30条」を「第28条」に改める部分に限る。）、第4条、第18条第2項及び第19条第2項から第5項までの改正規定、第20条第1項の改正規定（「第2条第1項」を「第3条の3第2項」に改める部分を除く。）、同条第2項の改正規定、第22条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第23条の次に3条及び1章を加える改正規定（第23条の9から第23条の11まで及び第23条の16（第6条第2項、第7条の2及び第8条に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）、第27条から第29条までを削る改正規定、第29条の2の改正規定、第29条の2を第27条とし、第30条を第28条とする改正規定、別表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定並びに別記第3号様式の次に2様式を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。	法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成17年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 2(1) 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町・広尾郡広尾町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 3(1) 解除予定保安林の所在場所 苫小牧市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに苫小牧市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
告 示 北海道告示第944号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、奈井江町宝田地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年12月27日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成17年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第945号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年	北海道告示第946号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示する。 平成17年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 所在が不分明な者 久遠郡せたな町大成区長磯119の2所在の森林について所有権を有する 田 岸 ミ サ 久遠郡せたな町大成区長磯218の2所在の森林について所有権を有する 高 谷 繁 作 久遠郡せたな町大成区長磯226所在の森林について所有権を有する 佐 藤 倉 吉 久遠郡せたな町大成区長磯284の4ほか2筆所在の森林について所有権を有する 横 山 ナ カ (2) 通 知 の 要 旨 平成17年農林水産省告示第1698号 (3) 掲 示 場 所 せたな町役場 2(1) 所在が不分明な者

空知郡南富良野町字下金山82ほか1筆所在の森林について所有権を有する 森 本 ヨシノ			3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 檜崎造船株式会社 (2) 住 所 北海道室蘭市築地町135番地		
(2) 通 知 の 要 旨 平成17年農林水産省告示第1697号			4 落札金額 33,810,000円		
(3) 掲 示 場 所 南富良野町役場			5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		
3(1) 所在が不明な者 上川郡上川町字越路72の1所在の森林について所有権を有する 三 輪 君 子			6 一般競争入札の公告 平成17年10月25日付け北海道立中央水産試験場告示第1号		
(2) 通 知 の 要 旨 平成17年農林水産省告示第1698号			7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立中央水産試験場総務部総務課 (2) 所在地 北海道余市郡余市町浜中町238番地		
(3) 掲 示 場 所 上川町役場					
北海道告示第947号					
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成17年12月27日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日			
道道 旭川多度志線	深川市湯内1726番地先から 深川市湯内1840番地先まで	平成17.12.27			
道道 湯内内園線	深川市納内町3933番1地先から 深川市納内町3933番5地先まで	同			
道立中央水産試験場告示					
北海道立中央水産試験場告示第2号					
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年12月27日					
北海道立中央水産試験場長 宇 藤 均					
1 落札に係る特定役務の名称及び数量 試験調査船おやしお丸上架修理工事 一式					
2 落札を決定した日 平成17年12月5日					
道立函館水産試験場告示					
北海道立函館水産試験場告示第7号					
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年12月27日					
北海道立函館水産試験場長 岩 崎 良 教					
1 落札に係る特定役務の名称及び数量 試験調査船金星丸上架修理工事 一式					
2 落札を決定した日 平成17年12月12日					
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 函東工業株式会社 (2) 住 所 北海道函館市浅野町3番11号					
4 落札金額 34,125,000円					
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札					
6 一般競争入札の公告 平成17年11月1日付け北海道立函館水産試験場告示第3号					
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立函館水産試験場企画総務部 (2) 住 所 北海道函館市湯川町1丁目2番66号					

道立釧路水産試験場告示

北海道立釧路水産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年12月27日

北海道立釧路水産試験場長 坂 下 功

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船北辰丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成17年12月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 釧路重工業株式会社
 - (2) 住 所 北海道釧路市知人町1番5号
- 4 落札金額
40,530,000円
- 5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年11月1日付け北海道立釧路水産試験場告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道立釧路水産試験場企画総務部
 - (2) 所在地 北海道釧路市浜町2番6号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第190号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月27日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成18年3月27日から平成24年3月26日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを示した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成17年12月27日（火）から平成18年1月23日（月）まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課）
 - (2) 入 札 日 時 平成18年2月6日 午前10時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、平成18年2月6日午前9時までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望するものは、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて名を明記したもの）及び重量100 g に見合う郵送料金に相当する郵便切手を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>)からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Personal Computer 1 set

B . Bid tendering time and date : 10:00 A. M., February 6, 2006

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2236

北海道警察本部告示第191号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月27日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

オンラインネットワーク用端末装置 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成18年3月27日から平成23年3月26日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(4)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年12月27日（火）から平成18年1月23日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成18年2月6日 午前10時15分（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、平成18年2月6日午前9時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて名を明記したもの）及び重量100gに見合う郵送料金に相当する郵便切手を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>)からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Personal Computer for Online System 1 set

B . Bid tendering time and date : 10 : 15 A. M., February 6, 2006

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2236